平成２１年（フ）第２８４号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地20号棟503号室
債務者　末永　　明
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
埼玉県草加市手代町1037番地４
債務者　吉田佳世子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
埼玉県三郷市東町117番地２
債務者　尾崎　　烈
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
埼玉県越谷市神明町２丁目208番地12
債務者　工藤しのぶ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
埼玉県川越市仙波町３丁目37番地78
債務者　柿木　初子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３１８号
埼玉県ふじみ野市亀久保1837番地５
債務者　倉浪　眞次
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３２１号
埼玉県狭山市入間川3273番地の47
債務者　小川美恵子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３２９号
埼玉県川越市大字的場2366番地１　ヴィラ霞ヶ関102号室
債務者　高山　澄雄
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３３３号
埼玉県入間郡毛呂山町南台５丁目17番地10
債務者　横山　　平
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第７１７号
神奈川県平塚市四之宮１丁目９番50―311号県営平塚神明プラザハイムⅠ、旧住所神奈川県平塚市達上ケ丘10番78号　達上ケ丘ハイツB201号
債務者　岡林　命男
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２７２号
新潟市北区松浜４丁目3607番地473
債務者　佐野　辰男
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９０号
新潟市北区葛塚529番地12
債務者　佐藤　ミサ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９１号
新潟市東区下木戸２丁目22番28号
債務者　清野　惠吾
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３００号
新潟市中央区上近江３丁目29番20号
債務者　齋藤　嘉愛
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０１号
新潟市東区紫竹４丁目23番７号
債務者　田中　大輔
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０３号
新潟県燕市吉田鴻巣570番地11
債務者　笹川　　忍
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０９号
新潟市北区松浜東町１丁目10番14号　コーポジ・エアーＡ棟201号
債務者　好田　友美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部